

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

藤枝市契約検査課

藤枝市では、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」という。）の改訂を踏まえ、適正な価格での契約及び技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等を確保するため、下記の建設工事・建設関連業務委託（以下「工事等」と言う。）について、特例措置を定めました。

記

1 措置の概要

2 に定める工事等の受注者は、藤枝市建設工事契約約款第 52 条及び藤枝市業務委託契約約款第 51 条の規定に基づき、請負代金額・業務委託料（以下「請負代金額等」という。）の変更協議を請求することができることとします。

2 対象となる工事等

次の全ての要件に該当するものとします。

- (1)令和 7 年 3 月 1 日以降に契約締結したもの。
- (2)予定価格が令和 7 年 3 月から適用する上昇後の新労務単価で積算されず、上昇前の旧労務単価で積算されているもの。

3 具体的な取扱い

次の方式により変更後の請負代金額等を算出し、変更契約を行うものとします。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

4 請求方法

変更の協議を希望する場合、発注担当課からの通知文の通知日から 14 日以内に、建設工事は様式 3、建設関連業務委託は様式 4により、受注者が発注担当課に請求してください。請求後、変更契約の手続きに沿って、契約金額の変更の協議を行います。

【問合せ先】

藤枝市契約検査課契約係

電話 054-643-3249